

地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動のまとめについて

平成 27 年 3 月 3 日
地方公共サービス小委員会事務局

1. 報告書周知活動

- (1) 報告書本体及び概要版を内閣府ホームページに掲載
- (2) 各都道府県及び各政令指定都市宛に、参事官名で報告書完成の事務連絡発出(全国約 1750 のすべての自治体にお知らせ)
- (3) 地方 3 団体訪問
平成 26 年 5 月 8 日：全国知事会、平成 26 年 5 月 7 日：全国市長会、
平成 26 年 5 月 12 日：全国町村会
➢全国市長会及び全国町村会の各ホームページに URL 掲載
- (4) 担い手団体との協議
平成 26 年 4 月 23 日：日本弁護士連合会、平成 26 年 7 月 3 日：一般社団法人全国サービ
サー協会、平成 26 年 7 月 4 日：日本司法書士会連合会
- (5) 自治体訪問 (計 14 団体)

訪問日	自治体名	訪問日	自治体名
平成 26 年 5 月 20 日	習志野市 (千葉県)	平成 26 年 11 月 7 日	箕面市 (大阪府)
平成 26 年 6 月 3 日	中野区	平成 26 年 11 月 25 日	札幌市
平成 26 年 6 月 16 日	豊島区	平成 26 年 11 月 26 日	北海道
平成 26 年 7 月 8 日	守谷市 (茨城県)	平成 27 年 1 月 30 日	善通寺市 (香川県)
平成 26 年 8 月 21 日	浜松市	平成 27 年 2 月 5 日	京都市
平成 26 年 10 月 24 日	丸森町 (宮城県)	平成 27 年 2 月 5 日	静岡県
平成 26 年 11 月 7 日	豊中市 (大阪府)	平成 27 年 2 月 13 日	稲敷市 (茨城県)

- (6) 自治体研修への講師派遣
平成 26 年 8 月 27 日：長野県 (自治体職員 129 名)
平成 26 年 11 月 10 日：須坂市 (自治体職員 30 名)
- (7) 地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウムでの周知
平成 26 年 11 月 25 日：札幌市 (自治体職員 33 名、弁護士 27 名)
平成 27 年 1 月 29 日：高松市 (自治体職員 46 名、弁護士 34 名)
- (8) 監査法人との意見交換会
平成 26 年 12 月 22 日 (公認会計士 7 名)
- (9) 地方公共団体向け実務研究誌への寄稿
月刊 税 2015 年 1 月号 (1 月 1 日発刊)
自治体法務研究 2015 年春号 (2 月 25 日発刊)
- (10) 平成 26 年度公金債権回収業務に関する法務研修

昨年度に引き続き、地方公共団体職員の法務意識及び能力の向上のため、日本弁護士連合会の協力を得て、公金の債権回収業務において必要な知識を整理した法務研修を開催した。

法務研修では、報告書を踏まえた公金債権回収における民間委託の手法や課題について説明するとともに、法務研修を受講した地方公共団体職員間の連携拡大を図るために意見交換会（名刺交換会）を実施した。（法務研修参加人数 514人／東京、愛知、新潟、岡山、計4回）

【平成26年度公金の債権回収業務に関する法務研修開催概要】

	東京開催	愛知開催	新潟開催	岡山開催
日時	平成26年8月5日（火） 13：00～18：00	平成26年8月22日（金） 13：00～18：00	平成27年1月19日（月） 10：30～17：00	平成27年2月4日（水） 13：00～17：00
会場	弁護士会館	愛知県自治センター	新潟日報メディアシップ	ピュアリティまきび
募集定員	180名	130名	80名	100名
参加人数	自治体職員 169名 弁護士 29名 計 198名	自治体職員 132名 弁護士 15名 計 147名	自治体職員 86名 弁護士 64名 計 150名	自治体職員 127名 弁護士 36名 計 165名
参加した自治体職員の属する都道府県	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡（全11都県）	石川、岐阜、静岡、愛知、三重、大阪、和歌山（全7府県）	山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、熊本（全7県）	茨城、群馬、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、鹿児島（全11府県）

【法務研修の主な講義内容】

- 公債権・私債権の区別 ○ 時効管理 ○ 時効完成と督促 ○ 徴収停止と時効中断
- 放棄・免除 ○ 不納欠損処理 ○ 債権回収業務の取組事例

2. 前回の地方公共サービス小委員会開催後に行った報告書周知活動に対する反応

（1）自治体訪問の際に寄せられた意見等

各自治体を訪問し、当事務局より報告書の概要について説明したのち、公金債権回収の取組状況についてヒアリングを行った。ヒアリングにおいて寄せられた意見等のうち、主なものは以下のとおり。

（ア）報告書説明を踏まえて寄せられた意見等

- 報告書の理念として、債権回収と福祉的配慮の両立が挙げられているが、当自治体もその理念に共感している。当自治体でも、委託対象債権の滞納者の多くが資力のない者であるため、福祉的配慮を図るべきケースが多い。納付相談や債務整理などの業務を含め、弁護

士や司法書士に委託する意義は非常に大きいと考えている。

○報告書でも指摘されているように、債権管理条例の制定は課題である。時効期間が満了した私債権について、滞納者からの援用がなくとも債権放棄をしやすいようにすることを考えている。

○報告書では引継ぎデータの整備について言及があるが、当自治体でも、委託先が変わったときのデータ移行がスムーズに進まないという課題がある。ある委託債権では、受託者変更の際、データの引き上げに時間を要し、結果、事業開始が大幅にずれ込むことになった。

○説明にあった民間委託のメリットは認識しているが、委託の場合、偽装請負を避けるため、受託事業者の従事者に対して直接に指示・命令ができない。また、滞納状況は常に動いているが、リアルタイムで情報共有ができないという問題もあるため、委託を進めていない。

(イ) ヒアリングで寄せられた債権回収業務におけるその他の課題等

○自治体内でも債権所管課の取組スタンスが異なることが回収の妨げとなっている。

○個別の債権によって性質が異なるのは確かだが、債権回収というノウハウ自体は、どの課に移っても変わらないはずであり、各職員が身に着けるべきことだと思う。債権管理課だけで取り組むのではなく、各課の担当がそれぞれにノウハウを学ぶことが重要である。

○訴訟の手続きにおいて議会の承認を得なければならない（地方自治法第96条）ことや、所管課間での個人情報共有の制限（地方税法第22条）など、法制度上の課題がある。

○地方自治法243条及び地方自治法施行令158条によれば、延滞金の徴収業務を民間に委託することができないため、業務効率が悪くなってしまう。滞納者からは、受託事業者から請求された後、今度は市からも請求されたが、二重に支払わなければならないのか、という問い合わせを受けることがある。

(2) 地方公共団体向け実務研究誌への寄稿に対する反響

【「月刊 税」記事掲載への反響】

○取組事例の紹介が良かった、大変参考になった等、好意的な意見が寄せられた。

○全国のほぼすべての自治体税担当部門が読んでおり、民間事業者からの購入希望もあった。

(3) 平成26年度公金の債権回収業務に関する法務研修のアンケート結果

(ア) 研修受講前の報告書の認知度

「知っていた」の回答：18.8% 68人／362人

(イ) 報告書の説明が参考になったかについて

「どちらかという参考になった」以上の回答：90.8% 327人／360人

(ウ) 今後、内閣府から報告書に関するより詳細な説明を受ける機会があれば参加したいか
「どちらかというに参加したい」以上の回答：77.8% 278人/357人

(エ) その他、自由記述欄を通じて寄せられた意見等

- 公金債権回収の民間委託を実施するにあたり、自治体内部で議論となるであろう点が、実務的観点から論じられている点が良かった。特に、生活困窮者に対する福祉的配慮がなされている点に好感が持てた。
- 所属団体内で債権管理・回収に取り組むための動機づけ、コンセンサス形成のための理論・論点整理として参考になった。
- 人員削減で事務量が増えていく中、民間に委託できる事務を整理することによって効率化を図る必要性は高いと考える。
- 実績をもとにした内容で、わかりやすかった。今後の全国的なトレンドがうかがい知れた点が、特に良かった。
- 報告書の概要を見て、非常に興味を持ったが、今の多忙な状況で、実際にメール等で内容が送られてきたとしても、それらを熟読し業務に活かすというところまでは読み込めないと考える。既に報告書についての講義、報告会が開催されていたのならば、そちらに参加したかった。
- 自治体と民間とが、それぞれの役割を果たしてうまく連携していくことが、債権回収の問題を解決するカギになるということと、その方法について理解することができた。
- 弁護士法72条を踏まえての自治体職員にしかできない業務、弁護士等に委託することができる業務についての説明が特に参考となった。
- 債権回収業務の外部委託にかかる仕様書及び委託金額については、具体的に外部委託を検討する際に役に立つ資料であると感じた。
- 徴収の民間業務委託について検討される点が参考となり、所属の自治体でも検討したい。
- 債権回収の課題が明示されており、今後どのように行動していけば良いかの指標になった。

以 上